

# 税務相談室

## 医業の収入金額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 私は某大学医局に勤めている外科医ですが、教授の斡旋により、ある個人病院に赴きそちらで診療しています。  
なお、報酬は定額で1日当たり8万円、そのほかに手術1件について10万円の支払いを受けています。これは何所得になるのでしょうか。
2. 外科病院を開業していますが、大きな手術をする際などに、某医科大学の講師をしている友人の応援を求めることがあります。友人にはその都度若干の謝礼を支払っていますが、友人はどのような課税を受けることになりますか。
3. 私は某私立病院に内科部長として勤めています。その傍ら、自宅でも診療所を開いて診療に当たっています。この収入は何所得になりますか。

### 回答

#### 1. 給与所得として大学からの給料と合わせて申告することになる。

大学病院の医局や教授などの斡旋により派遣された医師が、派遣先の病院などで診療等を行うことにより支払いを受ける報酬等は、給与等に該当するとされており、ご質問の場合の報酬は給与所得の収入金額に算入することになります。

したがって、大学から受ける給与と合わせて申告する必要があります。ただし、大学から受ける1年間の給与収入が2,000万円以下で年末調整を受けていて、かつ、その他の給与収入が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、住民税の申告は必要です。

しかし、アルバイト収入についても源泉徴収されており、申告すれば税金の還付が受けられる場合がありますので留意してください。

#### 2. 一般には、雑所得として課税される。

人的役務を提供したことによって受ける対価は、その役務が雇用契約に基づいて提供される場合には

給与所得に、委任または請負契約に基づいて提供される場合で、その提供が本業として行われているときには事業所得に、そうでないときには雑所得として取り扱われることとなります。

ところで、ご質問の場合、どのような条件で友人の応援を求めたかは明らかではありませんが、特定の手術の際に、その都度依頼し、また謝礼を支払っているような場合には、たとえあなたの病院に来院し、あなたやあなたの従業員の手を借り、また、病院備付けの医療器具や医薬品を使用して手術に当たったとしても、そのことだけをもってあなたと友人との間に「雇用契約」があったとみることは少々無理があり、むしろ、特定の手術をすることを内容とする委任契約または請負契約とみる方が実情に即していると考えられます。

そうしますと、あなたの友人は、あなたの求めに応じて、臨時的にあなたの病院で手術に当たっているような状況ですと、それをもって事業とみることはできませんから、あなたの友人があなたから支払いを受ける謝礼は、雑所得の収入金額に算入することになります。

#### 3. 事業所得に該当する。

事業所得とは「事業」から生ずる所得をいいますが、その「事業」は、対価を得て継続的に行われるもので、一般社会通念に照らして事業とみられるものをすべて含み、特に事業場を設けたり、人的物的要素が結合した経済的組織体によるものであることを必ずしも必要とするものではなく、またその人の本来の職業として行われているかどうか、あるいは副業として行われているかどうかは問わないものと解されています。

ところで、医療保健業が事業所得の基因となる事業に該当することは、所得税法にも明記されていますが、ご質問の場合には、某私立病院に勤務する傍ら、自宅診療所を開設し、診療に当たっていることから、その診療収入については事業所得には該当しないように考えられがちです。しかし、上記のように、事業かどうかは、一般社会通念に照らして事業と認められるかどうかによることとされています。そうしますと、診療所を開設し、診療に当たっているというのですから、それをもって事業とみることについては、まずもって異論のないところと考えられます。

したがって、ご質問の場合には、病院からの収入については給与所得として、また、自宅での診療収入については事業所得として、それぞれ課税されることとなります。